

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団  
第 15 回理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 仮設構築物等整備業務の契約締結について

仮設構築物等整備業務の契約について、入札の結果、契約候補者（落札者）である株式会社電通ライブと契約を締結する。

第 2 号議案 東京 2025 世界陸上チケット業務委託契約の契約変更について

2024 年 6 月に締結した「東京 2025 世界陸上チケット業務委託契約」について、既存の契約を変更し、販売促進に係る業務を追加する。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

尾縣 貢

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和 6 年 8 月 2 日（金）

4. 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(1) 東京 2025 世界陸上競技選手権大会 競技日程について

東京 2025 世界陸上競技選手権大会の競技日程について、7 月 31 日（水）（日本時間 8 月 1 日（木））に、フランス・パリで開催されたワールドアスレティックス (WA、世界陸連) のカウンシル会議において決定し発表された。

5. 理事会への報告を要しないものとされた日

令和 6 年 8 月 1 日（木）

6. 議事録の作成に係る職務を行った理事

尾縣 貢

令和 6 年 8 月 1 日、会長 尾縣貢 が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき令和 6 年 8 月 2 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び当財団定款第 37 条の規定に基づく決議の省略の方法により、

当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、同じく令和6年8月1日、会長 尾縣貢 が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会に報告すべき事項について通知を行ったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第98条及び当財団定款第38条の規定に基づく報告の省略の方法により、当該事項は理事会への報告を要しないものとされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項及び理事会への報告を要しないものとされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和6年8月2日

公益財団法人東京2025世界陸上財団